平成２４年（フ）第６８５号
千葉県柏市明原４丁目４番19号　明原ホーム201号
債務者　志摩　　浩
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１１号
千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目20番64号　ペアーヒルズＤ棟202
債務者　鷹野　直子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０７号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷490番地５
債務者　明石　和之
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０８号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷675番地10
債務者　平通　佳恵
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２０２４号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地１　101号棟1106号室
債務者　長江　誠治
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０００号
神戸市中央区元町通６丁目３番19号　元町レジデンス402号、従前の住所神戸市中央区北長狭通７丁目２番15―702号
債務者　沖之島國男
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５０号
愛知県春日井市高山町１丁目15番地６　デュエットⅠ201号
債務者　小丸　伸二
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９５号
名古屋市緑区曽根２丁目113番地　グレース曽根203号
債務者　すたんど鞍こと　鳥居　慶子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６４号
沖縄県那覇市字上之屋370番地　県営上之屋市街地住宅909
債務者　田仲ふさ子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９０号
青森市松森１丁目９番３号
債務者　小林　衞治
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５５７号
大阪府豊中市東寺内町12番６―207号、前住所大阪府池田市鉢塚１丁目２番19号
債務者　水吉　良子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５７５号
大阪府枚方市桜丘町５番17―203号
債務者　岩瀬　宗士
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７８７号
大阪府吹田市新芦屋下28番３号
債務者　口ノ町岳史
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０９４号
大阪市東淀川区東中島２丁目16番５号
債務者　北山　二郎
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０３号
大阪府寝屋川市明徳２丁目５番３―506号
債務者　國岡　秀子（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４４６号
大阪府守口市寺方本通４丁目４番29―303号
債務者　町田　元軌
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４６号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目４番地の１４―402
債務者　豊島　　聡
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部